

雲南市建設業協会 様

雲南市長 石 飛 厚 志
(総務部管財課)

建設工事の部分引渡しに係る請負代金の支払いについて (通知)

市発注の令和 3 年発生災害復旧工事において、復旧箇所を数箇所まとめて発注する集合発注を行っており、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下、「指定部分」という。)がある場合は、部分引渡しができることとしています。

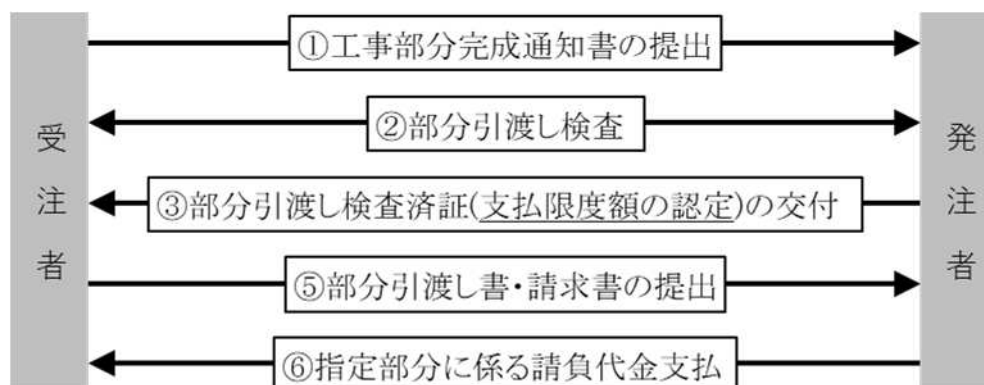
この度、部分引渡しに係る請負代金の支払いについて、公共工事請負契約約款第 39 条の規定により、下記のとおり運用しますのでお知らせします。

記

1 指定部分に係る事前打合せ

受発注者は契約後、指定部分の範囲、引渡しの時期、支払の有無について、事前打合せを行い、工事打合せ簿等により記録する。

2 部分引渡しに係る事務手続き



3 指定部分に係る支払限度額の算定

支払限度額 = 指定部分に係る請負金額 × (1 - 前払済額 / 請負金額) - 前払以外の支払済額
※前払金及び指定部分に係る請負代金の総額は請負金額(総額)の 90% を上限とする。

次ページに計算例➡

【計算例】

項目		計算例1	計算例2	計算例3
A	請負金額	100,000,000	100,000,000	100,000,000
B	前払済額(中間前払いを含む)	40,000,000	40,000,000	60,000,000
C	前払以外の支払済額	0	10,000,000	0
D	指定部分請負金額	50,000,000	50,000,000	50,000,000
E	支払限度額 $E=D \times (1-B/A) - C$	30,000,000	20,000,000	20,000,000

前払あり 部分払あり 中間前払あり

4 部分引渡しに係る注意事項

- ・ 指定部分に設計変更がある場合は、変更契約後に部分引渡し検査を受けること。

5 関係様式

様式第 15 号の 2 工事部分完成通知書

様式第 16 号の 2 部分引渡し書

雲南市総務部管財課

Tel 0854-40-1025 Fax 0854-40-1029

E メール kanzai@city.unnan.shimane.jp